

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和3年3月9日（火曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和3年3月9日(火)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 9時15分

・再開 午前 9時16分

・休憩 午前 9時29分

・再開 午前 9時29分

・休憩 午前 9時33分

・再開 午前 9時34分

・休憩 午前 10時10分

・再開 午前 10時12分

◎閉会 午前 10時12分

4. 出席委員名

委員長 栗原恵子

副委員長 戸張光枝

委員 武藤倫雄、上野尚徳、大沢 淳、佐藤弘一、青木久男

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監

小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、

教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、生活安全課長 鳥海博、税務課長 影山歩、福祉課長 松田正、子育て支援課長 瀬尾奈津子、保険医療課長 久木良子、環境対策課長 大津真琴、クリーンセンター所長 大野正人、元気まちづくり課長 澤田勝、土木課長 中本雅博、都市計画課長 高山睦男、上下水道課長 田口和、消防総務課長 畑安昭、消防業務課長 相原與文

開会 午前 9時00分

○栗原恵子委員長 おはようございます。9時になりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、総務建設産業常任委員会に委員、また執行部の皆様方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局より連絡事項がありますので、局長、お願いいたします。

○嘉無木 栄議会事務局長 お時間をいただきまして、事務局から報告をさせていただきたいと思えます。

資料の差替えについてでございます。さきにお配りいたしました議案一覧表と議案付託表につきまして、誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思えます。

内容といたしましては、第19号議案のところで、「国民健康保険税条例」であるところが、「税」が抜けておりまして、この辺のところを修正させていただきました。申し訳ございません、おわびして訂正させていただき、差替えをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○栗原恵子委員長 開会前にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。

また、マスクなどにつきましても、原則着用とし、発言する際はマイクの向きを調整していただき、着座で発言していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は総務建設産業常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

昨日から新型コロナウイルス関係の緊急事態宣言の再延長ということで2週間、今月の21日までということでございます。

我が町でも2週間しっかりと対応するようにしようということで、土曜日にコロナ対策本部会議を開催いたしました。その中で、今、何をやるべきかということでもありますけれども、防災無線ではさらに徹底した形での放送をさせてもらおうと思ひまして、改めてまた、昨日から始めたんですけれども、前回よりもう少し協調したほうがいいかなというので、少し内

容を変えてまた放送し直そうと思っております。

そういう中で、今月いっぱいには送別会だとか、あるいは謝恩会だとか、年度末、それから年度始め等々とありますけれども、少なくとも今月いっぱいには、食事会、飲み会等々を一切職員は禁止とさせていただきます。しっかりと対策を練っていこうと思っております。

少し気になっておりますのは、ここ四、五日、2人、2人、1人ということでコロナ陽性者がちょっと増えています。今日の新聞で125人になっておりましたけれども、昨日の夜、1人また出ましたので126人はもう間違いなく数字として出ています。また、上尾市、桶川市がこここのところ増えていて、7人、5人なんていう、そんな数字が結構出ていますので気になっています。埼玉県全体で60人、昨日だったんですけれども、4市1町で17人ぐらいいたので、3分の1ぐらい、埼玉県の真ん中の4市1町でいるんだなという、そんなことでもありますので、少し引き締めなくてはと思いながら、対応していきたいと思っております。これからもどうぞよろしくご指導賜りたいと思っております。

今日の総務建設産業常任委員会については8議案ということでご審議いただきたいと思いますけれども、全議案とも承認賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○栗原恵子委員長 当委員会に付託された案件は、議案8件であります。

これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに審査に入ります。

初めに、第4号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）の所管事項について、質疑を行います。

7ページの第2表、繰越明許費補正及び、8ページから9ページの第3表 地方債補正並びに12ページから15ページまでの歳入全般について、質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 おはようございます。

ページで言うと14ページ、財政調整基金繰入金ですが、今年度の予算執行の結果、結果的に財政調整基金は減ったのか、増えたのか、その金額も含めて端的に、まずお答えいただけますでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 財政調整基金の関係ですけれども、令和2年度末の残高見込みが、この

補正後に8億4,722万2,000円という予定でございます。令和元年度末で9億1,410万2,000円ということでしたので、多少減っているというような状況でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 多少というか、もうちょっと、大体何千万円ぐらいとか、今の数字を引き算すれば分かるんですけども、お願いします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 おおよそ7,000万円の減と見込んでおります。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 その7,000万円減額した要因なんですけど、1つは新型コロナウイルス感染症の影響で様々な対策を行ってきたということですが、一方で、それは地方創生臨時交付金を基本的には充ててきたという認識なんですけど、結局のところ、その減額の要因として、新型コロナの対策によるものと、一般会計予算の予定より歳出が増えたとか、そういったことに対応するものについて、その辺の状況説明をお願いします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 財政調整基金のこの7,000万円につきましては、コロナの関係は、国から1次と2次で、地方創生臨時交付金ということで総額4億4,309万円来ておりますので、今回の財政調整基金の7,000万円というのは通常的な補正で減額になったものと考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 すると、新型コロナによって一般財源に影響が直接あったということではないということですね。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 全くなかったというわけではございませんが、基本的にコロナの対策につきましては地方創生臨時交付金ですとか、あと各省庁から各課に来ておりますコロナ対策関係の事業費がございます。そういったところに対応しているところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、例えば我々議会でも、政務活動費を下半期返上するといった、

新型コロナ対策に使ってくださいということでやりましたけれども、それは一般財源に結果的には使われたということでよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 コロナの中で一般財源も、1,000万円までは行っていませんが、コロナに使っている部分ございますので、そういったところに使わせていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○大沢 淳委員 分かりました。

○栗原恵子委員長 よろしいですね。

青木委員。

○青木久男委員 お願いします。大きく分けて2点ございます。

1点目は3ページの歳入、先ほど話がありました新型コロナ対応地方創生臨時交付金の第2次分入金がここに計上されております。1期分は伺ったんですけれども、この項目についても、また同じように実施計画した事業数、事業名はいいですけれども、事業数、主なものがあつたら1つ、2つ言ってください。それで、トータル金額のうちどのくらいがここに入っているのか、全額なのか、あるいは少し削られたものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 コロナの関係の事業数ですけれども、今回この補正予算書の中の歳出の中に29か所、財源内訳の変更ということで提出させていただいております。その合計額が、2次で入ってきました3億2,456万3,000円でございます。

主な事業でございますけれども、例えば元気まちづくり課で実施しました「がんばれ！伊奈の事業者応援大作戦」などが、主な事業でございます。

あと、削られたものというところでございますけれども、2次分で、先ほども申し上げましたとおり3億2,456万3,000円を事業全体、今回、29の事業で財源内訳の変更をしているところですが、それに振り分けておりますので、特に削られたというのはないような状況でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。第2次補正の話で、今の主なものというので「がんばれ！伊

奈の事業者応援大作戦」というのは6月議会で我々審議したものですから、これは1次分だ
と思うんですけれども、違いますか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまの「がんばれ！伊奈」の関係ですけれども、1次分と2次分が
入っておりましたので、2次分単独で申し上げますと、伊奈町プレミアム付商品券発行业
等になります。これは金額にして、2次の交付金で1億346万円ということで財源充当して
ございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

1事業者5万円一律、1,500社というものは1次補正だったものですから、今質問したん
ですけれども、2次補正はそれ以外のものだということの理解でよろしいですね。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 このコロナ禍、今年度まだまだ地方財政は大変厳しい折、もう3月終わって
しまうんですけれども、残りの第3次ということで1.5兆円、これは2月25日に実施計画を
締め切ったようなんですけれども、伊奈町はそれにどのような対応をして、この補正予算書に載
っているものはあるのかどうか伺います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 国の3次分の関係でございますけれども、金額が約1億4,000万円程度
の限度額が示されてございます。これにつきましては、全額来年度、令和3年度に国の本省
繰越ということで繰り越してもらおうということで、その金額の、全額ではないんですけれど
も、議会の最終日に当初予算の1号補正ということで提出させていただく予定です。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。そういうことになっているんですか。

聞いたところ2月15日に締め切ったということがありましたので、この一般会計補正予算、
あるいは初日の専決事項にでも計上したのかなと思ったんですけれども、それは、一切まだ
していない、来年度に延ばしたということよろしいですか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 そのとおりでございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

もう一点お願いします。

15ページ、一番下にあります減収補てん債5,190万円ですね。この減収補てん債というのが、地方財政に話題を投げかけるのが2009年のリーマンショック以来ということで、今回、全国的にもそれを上回るような減収補てん債が起債される見込みになっていると思います。

それで、この減収補てん債には、ここにありますように特例分、今回特に変わったものという理解かと思うんですけれども、あと通常分というんですか、5条分、この2つがございましてけれども、特例分はどのような税目が追加されておられるのか、お伺いいたします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 減収補てん債の特例分の関係でございましてけれども、本来、地方債につきましては、建設事業とか、そういったところに充てていくというような形になってございまして、それを基本としまして、今回の5条分というのが地方財政法の5条ということで、今年度の起債予定の事業の充当残に、まず充当するという事になってございまして、その充当し切れない分につきましては、特例分ということで、使途がないものということで、特例分が4,360万円ということになってございまして、

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりましたけれども、その減収する項目が、これは元々法人税4法というのでしょうか、町レベルですと3つの法人税関係なんですけれども、それだけでは今回の地方財政のひっ迫は補充できないというようなことで地方からも要請があり、また国もここで腰を上げて、その対象品目を増やしましたよね。例えば消費税、たばこ税などは、その減収補てん債の対象ではなかったものが、今回入れようと、9項目ぐらい入れたようなんですけれども、その恩恵を預かるのは、その9項目のうち、県や町、自治体の種類によって違いますけれども、どういうものが減収対象になったのかお伺いいたします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 減収補てん債の関係ですけれども、今回コロナの影響で、ご存じのとおり、地方消費税交付金ですとかたばこ税等、それからゴルフ場利用税とか、そういったとこ

ろがコロナの影響で追加税目となったところでございます。

伊奈町につきましては、地方消費税交付金の従来分、それとたばこ税が対象となりまして、合わせて5,190万円ということになってございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 ゴルフ場はありませんので関係ないんですけども、そういうものも含めて9項目ということで、伊奈町では、その2項目が新たに。それは何か今年度限り、恐らく情勢が悪いので来年度もそうなるかなとは思うんですけども、1年限りということでございます。

それで最後に、この特例分を含めると、完全に用途が自由というのはかなり赤字っぽい、赤字起債みたいなものになるのかなと思うんですけども、予算委員会でも話がありました臨時財政対策債は、全額、後ほど交付税措置されますけれども、この減収補てん債は、国の後ほど補填されるというようなものは、全額補填されると理解していいのでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 減収補てん債につきましては、通常ですと後年度精算されるということになってございますが、今回このコロナの交付金で追加された税目につきましては、後年度、基準財政収入額に借り入れた分が次年度上乘せされますとか、それ以降に、補填し切れなかった分が基準財政収入額から減額されるとか、そういった精算は行われないうことになってございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 では、全額町で支払わなくちゃならないということなんですか。それはちょっとないと思うんですけども。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今回の減収補てん債につきましては収入額に算入されないということで、また元金償還金とかも、基準財政収入額に75%手当てされるということで大変有利なものになってございますので、通常分とは全く違うことで、とても有利な起債ということで発行されるという内容でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 一番有利なのは臨時財政対策債ですよ、100%戻ってくるんですからね。で

すから、今言った話、私、75%というのを伺って、手当てされないのではないのだと。では、25%は町の負担ということで、将来に禍根が残るとは言いませんけれども、将来に残るような形になってしまうのか、あるいは単年度で返済してしまうものなのか、そこを聞いて終わりにしたいと思います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 計算上は75%ということで、25%が町の返済になります。それと、単年度でということではなくて、長いスパンをもって返済していくというような形になります。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 長い期間ということで、臨時財政対策債もそうですけれども、これが積み重なっていくと、また大変、このコロナ禍のときに、予算のときにも話をしましたけれども、えらい借金をしていたんだなというようなことにならないように、なるべく起債は避けるようにという、とにかく赤字補填ということになってしまっているわけですから、なるべく努めていただきたいと思います。

また、恐らく単年度で返すなら起債する必要はないんですけれども、長い期間という、5年とかという話がありますけれども、5年でも大変長いわけです。それから、恐らく今年度限りの特例ということではなくて、次年度も、もう一、二年はそんなことが続くのかなと思います。消費税やたばこ税の減収を補うために起債をした、それが後々残っていつてしまうということで、禍根を残さないような厳しい運営もしていく必要があるのかなと思います。

分かりました。以上です。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時29分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を再開します。

企画課長。

○久木 正企画課長 先ほどの青木委員のご質問の中の答弁で、元利償還金は従来同様に75%が基準財政収入額に算入されるとご答弁したところなんですけれども、基準財政需要額に算入されるということでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それに関連しまして、需要額に見込まれるということは補填されるという理解でよろしいですね、分かりやすく言うと。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 そのとおりでございます。

○青木久男委員 分かりました。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

○青木久男委員 はい。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

16ページの第1款議会費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

16ページから18ページまでの第2款総務費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目総合センター管理費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

23ページの第5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

23ページから24ページまでの第6款商工費について、質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

23ページのところで、一番下、先ほど話がありました「がんばれ！伊奈の事業者応援大作戦」の予算が終結したのかなと思うんですけども、右下に減額されております1,800万円ほどですね。1,500社、一律5万円の給付ということで、せっかくの事業なのに応じてくれないというような話が12月頃ありましたけれども、その後、最終にどうなったのかなと思うんですけども、1,000社からどのくらい増えて、消化した予算は、これを引き算すればいいのかもしれませんが、7,500万円のうちのどのくらいが消化されたのか伺います。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 1社当たり5万円で、最終的に支出した企業数が1,134件で、5,670万円になっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今の件ですけれども、事業を総括してみるとどんな感じだったのか、お伺いいたします。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 この事業についてなんですけれども、町長の強い希望というか、町の事業者に対して伊奈町が応援していきたいということで、一律5万円という形で実施させていただいたものでございます。

しかしながら、最初は1,500件という事業者を考えておりましたが、実際、最終的には1,134件、75.6%の執行率だったということで、なかなか事業者数を見込むというのが難しかったというところもございまして、成功、失敗というのはなかなか言いづらいんですが、この応援金を受け取った事業者の方からは、早い段階にやっていただいたので大変助かった、町の気持ちが分かったというようなご意見もいただいておりますので、担当課としてはやってよかったかなと、そう思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 やってよかったのでなくちゃいけないんですけども、5万円要らないよというのでしょうか、知らなかったというのか、そこら辺が私は一番心配なんですけれども、

どうなんでしょう。

またその件と、1,500社というのは実態的にはどんなものなんでしょうか。営業していても、ほとんどもう営業もしていない、何もしていないというようなものもあるかと思うんですけれども、私なんかも塾をやったり、やらなかったりというので、そういうのは事業者とは言えないかなと思うんですけれども、そういうものを含めて甘かったのかなと思うんですけれども、どういうことなんでしょうか。恐らくその1,500社をつかんでいるのであれば、そこにダイレクトメールでも送ったりすればよかったのかなと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 実際に事業しているか、していないかという部分につきましては、前年の収入がどれくらいあったのかということで、月平均15万円で12か月ということで、180万円以上の収入があったという形の方に限らせていただいております。

この1,500社の中には、ちょっとうちでもそこまで細かい数字を各事業者とか、あと個人事業主の方は幾らぐらい収入があるのかというところまで調べ切れておりませんので、そういうところから1,500社という数字をはじき出ささせていただいたというような形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

24ページから25ページまでの第7款土木費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

25ページから26ページまでの第8款消防費について、質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 先だって、新しい救急車が搬入されたのを拝見したんですが、3台のうち1台は予備車として置いておくというようなお話を伺っていたかと思えます。その予備車は一

番古いものが当たっていくのかどうか、またその予備車についても車検、維持管理、いろんな様々な機械が積まれていると思いますので、そういったものは動かなくても整備を続けていくのか、どういった管理の仕方をしていくのか。機械なので、動かさないと当然動かなくなるというのは往々にしてあるので、その辺の維持管理状況について教えていただきたいと思います。

○栗原恵子委員長 消防業務課長。

○相原與文消防業務課長 救急1号車、予備車の運用についてでございますが、現在、救急車は車庫に駐車しております。救急2号車、救急3号車が点検時のときに予備車として、その救急1号車、予備車を運用するわけでございまして、普段使っていないけれども点検、また車検等は通しております。また、救急隊員、消防隊員によりまして毎日の点検も行っているところでございます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員、大丈夫ですね。

○武藤倫雄委員 大丈夫です、はい。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

28ページの第10款公債費及び29ページから38ページまでの給与費明細書並びに39ページの地方債調書について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第4号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第4号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）うち所管事項について、原案

のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第4号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 5ページの繰越明許費について伺います。

本来この科目は、事業年度中、建設事業とかでやり残したものを次年度に繰り越すというのが主だと思います。総務費の3,600万円余りが繰り越されることになっておりますけれども、人件費とか、そういうものが総務費かと思うんですけれども、その繰り越さなくちゃならない理由を教えてください。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 繰越明許の関係ですが、今回、繰り越します内容としましては、2つの業務委託になっております。1つは、租税特別措置法説明書作成業務委託1,276万円と、もう一つが清算金徴収交付事務業務委託2,343万円でございます。

こちらの2つの業務につきましては、令和2年度中の完了を目指して業務を進めていたんですが、換地処分時の11月20日時点で、再度、土地の所有者等の権利者、全て確認作業をしまして、その中で権利移転がかなり多かったのと、あと亡くなっている方が結構いらっしゃいまして、その相続人等を追いかけて、清算金の額を確定するとともに、その対象者も把握する必要があったので、時間がかかってしまい、繰越しすることになったという理由でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 要するに2件のうち、今話があったのはどちらなんですか。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 この2つの業務につきましては両方とも清算金に関する業務で、租税は清算金交付された方は5,000万円控除というのができるんですが、証明書をつくったり

する業務になっています。清算金は、清算金が確定したものの通知をしたり、システムを導入して、その情報を入力したり、清算金の支払い、納入の管理に利用します。2つとも清算金に関する業務でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 最終局面を迎えて大変忙しい1年だったかなと思います。大変ご苦労さまでした。

それで、この区画整理事業の特別会計は、まだ、精算が終わってしばらく続くものなのか、どうなのでしょう、特別会計の存在は。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 特別会計の関係ですが、清算金につきましては原則5年間で徴収するんですが、条件によっては10年まで延ばせることができるようになっておりますので、特別会計につきましてもその10年、最後まで続きます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第6号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 令和2年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案 令和2年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第17号議案 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案 伊奈町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回、新型コロナウイルスを指定感染症として定める政令が廃止されてということなのですが、感染症法の分類に分けていかれるのかなと思います。この法律改正によって、新型コロナウイルスについてどのような取扱いの変わり方になっていくのか、概要だけでもいいのでご説明いただければと思います。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 コロナウイルス感染症の法的位置づけも含めまして、今回、政令が国で廃止になりましたので条例改正をお願いさせていただきますが、その背景を少し説明させていただきます。

まず、感染症につきまして、国は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのに基づきまして分類をしているようでございます。その法律の第6条にいろいろ分類がございまして、例えば第6条第2項に一類感染症という定義がございまして、例えばエボラ出血熱とかペストとか、そういった感染症が規定されております。同条の第3項に、第二類感染症といたしまして、結核ですとかジフテリアが規定されております。そのように、第4項では第三類感染症、例えばコレラですね。第5項では第四類感染症で、狂犬病ですとか鳥インフルエンザと細かく規定がされておまして、これまでは新型コロナウイルスにつきましては、第6条第8項で指定感染症という位置づけになっております。この第8項では、指定感染症と位置づける場合は政令で定めると規定されておりますので、提案理由に書かせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令、これが国で定められておりました。

これが、この2月に改正がありまして、今申し上げました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第6条の第8項の指定感染症として、これまでコロナウイルス感染症が位置づけられていたんですが、この2月の改正で、その第6条の第7項に新型イン

フルエンザ等の感染症という規定がございまして、ここにコロナウイルス感染症も含むというところで取扱いが変わりましたので、これまで政令で位置づけて定めておったんですけれども、今回の見直しで、この第7項の新型インフルエンザ等感染症としてコロナウイルスを扱うと国で取扱いを変えましたので、この提案理由に書いてあります政令が廃止となりましたので、今回、条例におきましては、今までは政令を引用する形でしたけれども、言葉で説明するような形の条分に変更させていただいたところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第18号議案 伊奈町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 伊奈町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第21号議案 伊奈町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 伊奈町が管理する町道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 よろしく申し上げます。

議案にあります自動運行補助施設、それと歩行者利便増進道路である自転車・歩行者専用道路、歩行者専用道路、伊奈町に該当するものがあるのでしょうかということと、もしあるとしたら、場所、長さをお聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 自動運行補助施設の関係ですけれども、これは今回、道路法が改正になりまして、道路構造令も改正になり、それに伴って今回追加したもので、これは今後、自動運転車両が走行するときに必要となるもので、道路の中に磁気マーカー等の補助施設を設けて、それで自動運転車両のセンサーが、その磁気マーカーに反応、感知しまして安全に走れるものということになりますので、こちらの自動運行補助施設に関してはこれからどんどん増えてくるのかなということになります。

歩行者利便増進道路につきましては、道路管理者が、歩行者利便増進道路ということで指定しまして、歩道の中に歩行者が滞留できるようなスペースを確保するもので、現在、伊奈町にはそういった道路がございません。国交省が考えているのは、片側2車線で4車線とかあるような道路について、1車線を潰して、そこをそういうスペースにするというもので、

伊奈町はそういうような道路が現在はない状況です。

以上になります。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ないのだなというところだったんですけども、今後造る予定がある、もしくはここに造りたいという考えがある場所がありますか。

自動運行補助施設に関しては国のあれだと思っんですけども、この辺にできればいいなではないですけども、何かそういった町の考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 歩行者利便増進道路につきましては、もし造るとすると用地買収等がかかってきますので、今現在、町ではここというような場所は検討しておりません。

自動運行補助施設につきましては、どこということにはございませんが、これが一定のコースを行き来するよう、例えば駅と学校ですとか、駅と事業所を行き来するよう、そういう送迎車両などに今後使われるようになるのかなと思われませんが、これは町がつけるというよりも、自動運行装置を使って、そういうことをしたいという企業等がつけるような位置づけかと思われます。

伊奈町には、埼玉自動車大学校という、自動車整備の学校がありますので、その学生たちが、こういったものの研究開発をして、試験的に伊奈町の中でやってみたいなというようなことも考えられましたので、条例に入れさせてもらったという形になります。

以上です。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今、伊奈町の学校に絡めてということでしたので、非常におもしろい試みなのかなと思います。また、大きなお金がかかると思いますので国とも相談しながら、できればやっていただけるといいなと思います。

それで、歩行者利便増進道路に関してなんですけれども、伊奈町に置き換えたときに、伊奈町にこれがあれば、予算の関係はあると思うのですぐには難しいと思うんですけども、この歩行者利便増進道路があればこんないいことがあるなという部分と、やるならこの場所がいいなという、希望的なもの、概略の思い程度で構わないんですけども、そういうメリット等があったらお聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 歩行者利便増進道路というのは、にぎわいのある道路空間の構築ということが目的でして、要は道路の中に歩行者が滞留できるようなスペースを確保しまして、そこにベンチ等を置いたりして、歩行者の方がそこでくつろいだりとか、あるいは通常だと占用の許可が下りないのですが、この道路として指定しますと、ある程度、占用の許可基準が和らぎまして、そこでオープンカフェみたいなものもできるようになります。そうしますと、にぎわいのある道路空間ということですが、にぎわいのあるまちづくりの中では、こういうものがあると今後おもしろいのかなと思います。なかなかスペース的なものがないので、駅前通りですとか、公園の周りですとか、そういうお店と、道路の幅に余裕があるようなところがあれば、楽しい場所になるかと思えます。なかなか伊奈町の中では今のところありませんが、今後そういうところがあれば、検討していきたいというところではあります。

以上になります。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 何となくイメージ的には内宿駅からバラ公園とかにできるといいのかなと、あそこの道路のところで、露店というよりもおしゃれなお店でもできるといいのかなと思ったので、質問しました。そういったところも検討していただいて、割と先がある話なのかなとも思いますので、引き続き研究していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 重複しておりましたので結構です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今の話に関連して、これは国土交通省の肝いりでできたと聞いております。歩行者の利便性とにぎわいづくりということで、伊奈町にはぴったりのものなのかなと思うので、ぜひ前向きに検討したほうがいいのではないかと思います。

それで、この条例案を読みますと、1つには今までの歩道を使って、そこに歩行者が滞留できるようにちょっとしたベンチを置いて、あるいはテーブルを置いて、国交省のホームページですと、その上にパラソルがあってということで、フランスかどこかのカフェみたいな感じを想像するんですけれども、そういうのと、もう一つは、これは大ごとなんですけれども、国土交通省が進めているのですから、道路を少し狭めて、車道を狭めて、その分、歩道を広げて、そしてゆったりしたスペースをつくるんだというようなことも含まれておる

ようなんですね。

そう考えてみますと、現在の歩道上でも、例えば浦和駅前の居酒屋なんかは、もう前々からレッスの試合があると盛り上がって店内に入り切れない、コロナ対応だけではなくて、道路にはみ出てビールケースをテーブルにして道路で一杯、仲間でやっているというのがありましたけれども、黙認なんだと思うんですけれども、そういうような形で、にぎわいづくりということであるならば、ちょうど伊奈中央駅前のキッチンカーのあたりとか、あるいはウニクスあたりとかふさわしいのかなと思うんですけれども、何かこれは愛称が「ほこみち」と国土交通省は呼んでおるようでございます。ぜひこの「ほこみち」を積極的に推進して、まちのにぎわいづくりに寄与するような形でやっていただきたいと思います。恐らく町長なんかは喜んでいないかと思うんですけれども。

そういう意味で、改めてもう一度質問しますけれども、さっき言った2か所あたりは検討する余地があるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ウニクスの周辺になりますと、多分、羽貫駅からウニクスに行く道路になると思いますが、そこは県道になりますので、道路管理者である県が市町村の意見を聞いて、それで、また警察と協議して実施するというような形になります。

伊奈中央駅の周りになりますと、場所的には可能なのかなとは思うんですけれども、歩道上、歩行者が通行できるだけのスペースを確保して、そのほかの余地部分というか、余裕の部分でやらなくてはいけないというところがありますので、そういった課題を研究して、できるかどうかを今後検討していきたいと考えております。

以上になります。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 了解しました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第28号議案 伊奈町が管理する町道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案 町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 町道5111号線なんですけど、ガソリンスタンドの北東側が認定されるということで、これまでこの周辺道路、県道を小僧寿しから入ってきますと、新幹線のガード下のところで手前を曲がるように誘導表示であるとか、その先にはクッションガードが置いてあって、手前を曲がるようにということで誘導しているところなんですけど、ここは町道になることで、その辺の取扱いが変わってくるということはあるのでしょうか。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 今回の町道5111号線ですけれども、現状は今も道路として使われておりまして、交差点等の関係は上尾警察といろいろ協議をして今の形になっておりますので、今後も今までどおりということで考えております。

以上になります。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 それであればよかったなと思います。ここは昔の主要道路だった関係で、優先道路の誤認で事故が多かったところだったので、そのままいくということで安心しました。

以上です。ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 ほかにありますか。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

今、武藤委員からもありましたし、ここの部分、非常に事故が多いということで、しょつ

ちゅうそういう話を聞くんですけれども、なかなか対応が、信号もつくりづらいし、いろいろとできないのかなというところもあります。ただ、そうはいつでも何もしないわけにはいかないと思いますので、今後この事故を少なくする取組、事業なんかを考えているかどうか、お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 現在の形態につきましても、警察署と協議しましてドラムクッションを置かせていただき、ベンガラ舗装、また点滅灯を設置しておりますので、現状を維持しつつ、状況に応じた交通対策をさせていただければと思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 引き続きということになると思うんですけれども、逆に何年が一番多かったかなと感じているんですけれども、事故の件数自体は減ってきているのかどうか、もしそういう数字がありましたらお聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 すみませんが、事故の件数については把握しておりません。警察に伺ったところ、町内の多発場所について、そこは入っておりませんでしたので、以前よりは事故は減っているのではないかなと推測はさせていただいております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 町民の皆さんから非常に、あそこの付近に関しては非常に事故が多いということの、よく話が出ますので、引き続き事故が減るように、監視というよりも、見守っていただきながら対応をとっていただければと思います。よろしく願いいたします。

○栗原恵子委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第30号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ないけれども、これで最後ですね。」という人あり〕

○栗原恵子委員長 そうです、はい。

〔「お世話になりました。」という人あり〕

○栗原恵子委員長 皆さん、ありがとうございました。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○戸張光枝副委員長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時12分